

武蔵野市放課後児童支援員の資格要件を定める規則（平成30年8月20日規則第48号）

最終改正:

改正内容:平成30年8月20日規則第48号

○武蔵野市放課後児童支援員の資格要件を定める規則

平成30年8月20日規則第48号

武蔵野市放課後児童支援員の資格要件を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第29号。以下「条例」という。）第10条第3項第9号及び第10号に規定する市長が適当と認める者について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（資格要件）

第3条 条例第10条第3項第9号及び第10号に規定する市長が適当と認める者は、当該事業に従事した期間において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該期間において、1年当たり平均1,000時間以上、当該事業に従事していたこと。
- (2) 単なる見守り、学習支援等ではなく、遊びを通じて児童と積極的かつ継続的に関わった経験を有すること。
- (3) 当該事業における児童の支援に対する姿勢が適正であったこと。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 第3条の規定は、この規則の施行の日以後に新たに配置する放課後児童支援員について適用する。
-